奈良県告示第八十四号

あった。 る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出が

令和四年六月七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

	導		
	居宅療養管理指		
十一日	導及び介護予防	九	と店
令和四年三月三	居宅療養管理指	橿原市葛本町七○七ー	エムハート薬局くずも
	の種類		
廃止年月日	は居宅サービス	又は住所	は氏名
	廃止した施設又	指定介護機関の所在地	指定介護機関の名称又